

◎地方行政委員会

回数	年月日 (曜日)	議事内容
1	平成5年9月28日 (火)	<p>地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。</p> <p>なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。</p> <p>派遣委員から報告を聴いた。</p> <p>地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣から所信を聴いた。</p>
2	平成5年11月2日 (火)	<p>理事の補欠選任を行った。</p> <p>地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣、政府委員、自治省、建設省、農林水産省、国税庁、大蔵省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。</p>
3	平成5年12月14日 (火)	<p>都合により取りやめとなつた。</p>

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）（衆議院提出）について提出者衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君から趣旨説明を

聴いた後、可決した。

なお、附帯決議を行つた。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、国土庁、自治省及び人事院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

衆第一〇号

賛成会派 自、社、公、連新、民、共、一院 反対会派 なし
欠席会派 なし

閣法第一八号

賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共
欠席会派 なし

4
平成6年1月27日
(木)

請願第一〇三号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第九四号外八件を審査した。

○内閣提出法律案（一件）

号番	件名	衆議院議員提出法律案（一件）
18	件名	地方交付税法等の一部を改正する法律案
衆	院議先	衆議院
二一、三〇	月提出日	五月
二一、三〇 予	付委員会 託	参議院
可 決	議委員会 決	本議院
可 決	議本議院 決	衆議院
二一、三〇	付委員会 託	衆議院
可 決	議委員会 決	本議院
		備考

○衆議院議員提出法律案（一件）

号番	件名	衆議院議員提出法律案（一件）
10	件名	法律場促自法律の一部を改正する法律案
	提出者	特交通五 別委員會 安全策 員長 二、二、一
二二、三	月送予日付備	五月
二二、八	提出本院へ	五月
二二、三 予	付委員會 託	参議院
可 決	議委員會 決	本議院
可 決	議本議院 決	衆議院
	付委員會 託	衆議院
	議委員會 決	本議院
可 決	議本議院 決	衆議院
	備考	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

本法律案の主旨は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

補正予算により平成五年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆六千六百七十五億二千万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の十五兆四千三百五十一億二千二百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円となる。）。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車

等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村における総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置、撤去に係る自転車等の保管・処分に関する規定の整備、自転車防犯登録の義務化等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案には、附帯決議が付されております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、今回の補正予算により平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二千万円減少することから、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有効理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、法律の題名の変更

法律の題名を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改める。

二、自転車等駐車場の設置に関する地方公共団体等の責務

地方公共団体又は道路管理者は自転車等（自転車又は原動機付自転車をいう。以下同じ。）の駐車需要の著しくなることが予想される地域においても、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

三、鉄道事業者の協力体制の整備及び積極的協力義務

鉄道事業者は、駅の周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体等との協力体制の整備に努めるとともに、設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付け等の措置を講ずることにより、積極的に協力しなければならないものとする。

四、放置自転車等に対する措置等

1 市町村長は、必要と認める場合において条例で定めるとこ

ろにより放置自転車等を撤去した場合には、それを保管し、その旨を公示しなければならないものとする。

2 市町村長は、1の保管自転車等につき、公示日から相当期

間を経過してもなお返還できない場合、その保管に不相当な費用を要するときは、条例の定めるところにより、それを売却し、その代金を保管することとし、買受人がないとき又は売却できないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができるものとする。

3 1の公示日から起算して六月を経過しても返還できないときは、当該自転車等（売却代金を含む）の所有権は、市町村に帰属するものとする。

五、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定

市町村は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車需要の著しい地域又は著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができるものとする。

六、自転車等駐車対策協議会の設置

市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、道路管理者、都道府

県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができるものとする。

七、自転車防犯登録の義務化

自転車を利用する者は、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が定める者の行う防犯登録を受けなければならないものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

委員長報告

六〇ページ参照

附帯決議

政府は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関し、左記の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、鐵道駅周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、鉄道事業者的地方公共団体等との

緊密な協力体制の構築について十分指導すること。

二、自転車等の駐車対策を推進するため、国及び都道府県は市町村の実施する自転車等駐車対策に適切に協力するよう努めること。

三、自転車等駐車場の整備を促進するため、現行の助成制度の活用を図るとともに、競輪収益の活用についても、引き続き継続すること。

四、自転車利用者の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等を図るため、学校等における交通安全教育等の充実強化に努めること。

五、自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること。

六、撤去自転車の再利用による発展途上国への無償供与、レンタサイクルの導入等により、放置自転車の解消と資源の有効利用を図ること。

右決議する。